

In transition

IFRS 第 17 号の適用に関する最新情報

2019 年 12 月 12 日
No. 2019-09

IASB は、公開草案「IFRS 第 17 号の修正」から生じる 19 のトピックのうち 8 トピックに関する決定を確認し、保有再保険契約における損失の回収に関する修正の範囲を、不利な元受契約の認識日におけるすべての保有再保険契約に拡張する

要約

2019年12月11日、国際会計基準審議会（「IASB」）は、「IFRS第17号の修正」（「公開草案」）における提案に関する再審議において検討する可能性があるトピックとして決定した19のトピックのうち8つのトピックについて議論した。IASBは、2019年11月の会議で合意されたように、実質的な再審議は行わずに、6つの修正の最終化について暫定決定した。また、IASBは、以下の議論を行った。

IASBは、以下の対応について暫定的に決定した。

- 保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収に関する公開草案の提案を確認した。
- 保有再保険契約における損失の回収に関する会計処理の修正の範囲を、比例的なカバーを提供する再保険契約のみから、不利な元受契約の認識日におけるすべての保有再保険契約への拡張を決定した。

IASBは、IFRS第17号の発効日およびIFRS第4号「保険契約」におけるIFRS第9号「金融商品」の一時的免除の延長について、再審議の完了に向けて検討を予定していると言及した。

この「In transition」における見解は、2019年12月11日の会議からの我々の所見に基づいており、IASBが後日IASB Updateで公表する会議の正式な議事録とはいくつかの点で異なる可能性がある。

背景

1. 2019年6月26日、IASBは公開草案「IFRS第17号の修正」を公表した。公開草案は、利害関係者から提起された、懸念事項と課題の一部に対応する提案であり、IFRS第17号を導入する企業の支援を目的として、適用コストを削減し、また、企業が、財務諸表の利用者に対して、IFRS第17号の適用による影響の説明を容易にするための修正を提案した。
2. 公開草案の90日間のコメント期間は、2019年9月25日に終了した。2019年10月と11月の会議にて、IASBは公開草案に関するアウトリーチおよびコメント・レターからのフィードバックについて議論した。2019年11月、IASBは、回答者からのフィードバックについて、これ以上検討しないトピックを含め、回答者により提起された事項について公開草案の再審議をするアプローチを決定した。IASBは、これ以上検討しないトピックについての暫定決定は、IFRS第17号に対する追加の修正の可能性に関する不確実性を減らし、すでに進行中の適用プロセスにおける混乱を限定的にできると述べた。
3. IASBは、アウトリーチおよびコメント・レターからのフィードバックを考慮する場合、IFRS第17号の修正の提案を決定する際にIASBが設定した要件を引続き適用する方針を確認した。したがって、IASBは、IFRS第17号へのいかなる修正も、以下の結果をもたらさないよう努めると予想される。
 - 基準の基本原則を変更し、結果として、IFRS第17号を適用した場合と比較して、財務諸表の利用者にとって有用な情報が著しく失われる。
 - 進行中の適用プロセスを過度に混乱させる。
 - IFRS第17号の発効日をさらに遅らせる。

12月のIASB会議で議論された項目

4. IASBは、2019年11月の会議で合意されたように、実質的な審議を行わずに、暫定的に6つの修正の最終化について暫定決定した。
5. また、IASBは、以下に関連する提案についても議論した。
 - 保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収
 - 保有再保険契約における損失の回収

実質的な審議を行わずに最終化された修正

6. IASBは、11月の会議にて示されたとおり、公開草案に示された次の修正について、実質的な再審議を行わずに確認するという暫定決定を行った。
 - 貸付の範囲からの除外
 - 直接連動有配当性を伴う保険契約のカバー単位
 - グループ・レベルではなく、ポートフォリオ・レベルによる保険契約資産および負債の表示
 - 保有再保険契約に関するリスク軽減オプションの適用可能性
 - IFRS第17号に移行する以前の企業結合において取得した保険契約に関して、保険契約が取得される以前に発生した保険金の支払いに係る負債を、発生保険金に係る負債に分類する取扱いによる救済措置
 - 移行日からの適用および公正価値アプローチを適用するオプションに関連したリスク軽減オプションにおける救済処置

PwCの所見

これらのトピックに関するIASBの決定は、2019年11月の会議で合意された計画に沿った対応である。スタッフは、将来の会議でリスク軽減オプションの遡及適用に関する要求事項について受け取ったコメントを検討すると言及した。

保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収

7. IASBは、公開草案に示されているとおり、保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収に関連するIFRS第17号への以下の修正案について確認するという暫定決定を行った。

- 保険契約グループに直接起因する保険獲得キャッシュ・フローの配分を企業に要求し、そのグループ、およびそのグループ内において契約の更新が見込まれる契約を含むあらゆるグループに対して、規則的かつ合理的な方法を適用する。
- 保険獲得キャッシュ・フローに関する資産の会計単位が、それらのキャッシュ・フローが配分された保険契約グループであると確認する。
- 資産に減損が生じている可能性を示す事実や状況が生じた場合、企業が保険獲得キャッシュ・フローに関する資産の回収可能性を評価する要件に関する提案について最終化する。
- 公開草案において提案されている開示要件を最終化する。
- 保険獲得キャッシュ・フローに関する資産を、発行された保険契約に関連したポートフォリオの帳簿価額に含めて表示するというIFRS第17号の要件を、変更せずに維持する。

PwCの所見

保険獲得キャッシュ・フローに関する修正案は、提案にコメントを提出したほとんどの回答者によって支持された。IASBメンバーは、最終決定を支持するとともに、下記の明確化を行った。

- グループへの保険獲得キャッシュ・フローの配分は、グループが認識された後には再評価できない。
- 配分の基礎となる仮定が変更された場合に、未だ認識されていないグループへの保険獲得キャッシュ・フローの配分は、各期間において変更しなければならない。

IASBは、合理的な配分には更新の予想が考慮されるであろうと認識し、規則的かつ合理的な配分の構成要素に関して、さらなるガイダンスを作成すべきかを議論した。しかし、IASBは、IFRS第17号およびその他のIFRS基準における規則的かつ合理的な配分の意味するところに意図しない結果をもたらすかもしれないため、ガイダンスの特定に懸念を抱いた。

保有再保険契約における損失の回収

8. IASBは、不利な元受契約の認識日における保有再保険契約における損失の回収に関する会計処理の提案を、以下のとおり修正する暫定決定を行った。

- 企業が、基礎となる保険契約の不利なグループの当初認識時、または、そのグループへの不利な契約の追加時の損失を認識した場合に、保有再保険契約のグループの契約上のサービス・マージンを調整し、その結果として、利益を認識するという提案を、すべての再保険契約に拡張する。
- 修正案の範囲の拡張に伴い、企業が、基礎となる保険契約の保険金に対する、保有再保険契約からの回収を見込んでいる割合に基づいて、保有再保険契約により回収される損失額を決定するよう、収益の計算方法の提案を修正する。
- IASBは、一部の利害関係者が、IFRS第17号の結論の根拠のBC304項における比例的なカバーの説明について、IASBが意図した取扱いとは異なった解釈をしていると認識したため、適用プロセスの混乱を避けるために、比例的な保険契約の定義に関するBC304項に提案した脚注の追加を行わない。脚注は、提案された保有再保険契約に係る範囲の修正に関するIASBの決議を前提とすると、もはや不要であろう。
- IFRS第17号の修正が適用されるのは、保有再保険契約が基礎となる保険契約における損失が認識される前に、または同時に認識される場合に限定される旨を確認する。
- 基礎となる保険契約のグループが不利になった場合における保有再保険契約グループの事後測定が、基礎となる保険契約が保険料配分アプローチを適用して測定される場合にも適用される旨を明確にする。

PwCの所見

このトピックは、公開草案に対する回答の中で最も多くのコメントを集めた。IASBメンバーは、回答者の代替案は、IASBが公開草案の結論の根拠の中で示した懸念事項を理解しており、またそれに対処する意思が現れていると述べ、コメント・レターで提供された建設的なインプットに謝意を表した。

IASBメンバーは、今回の決定により、提案された要求事項の範囲が、公開草案において厳密に定義された契約から、すべての保有再保険契約に拡張される取扱いを認めた。しかし、保有再保険契約は、基礎となる保険契約で損失が認識される前に、または同じ時点で認識されなければならないという要件があるため、当該変更が適用されても、引き続き制約は存在する。

IASBメンバーは、実務的には、この論点について全く対応しないか、あるいはすべての再保険契約について対応するかの選択があると述べた。それとは関係なく、一部のIASBメンバーは躊躇しており、あるIASBメンバーは、将来におけるコストの繰り延べを伴う利益の計上は、会計実務者にとっては奇妙な対応であると述べた。

次のステップ

9. IASBは、2020年第1四半期において残りのトピックを検討する予定である。IASBは、IFRS第17号の発効日およびIFRS第4号におけるIFRS第9号の一時的免除の延長の提案について、再審議の完了に向けて検討する予定であると述べた。

10. IASBは、公開草案に記載されているとおり、2020年半ばにIFRS第17号の修正の最終版の発行が目標であると確認した。

11. 以下の表は、将来の会議においてIASBが検討する予定のトピックの要約である。

2019年12月会議でのトピック	今後の会議で検討すべきトピック
質問1 範囲からの除外	
公開草案で提案された貸付の範囲からの除外	クレジット・カードの範囲からの除外
質問2 保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収	
保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収に関する修正	保険獲得キャッシュ・フローの移行における救済措置
質問3 投資サービスに起因する契約上のサービス・マージン	
直接連動有配当性を伴う保険契約のカバー単位	直接連動有配当性を伴わない保険契約のカバー単位、開示および用語法
質問4 保有再保険契約における損失の回収	
保有再保険契約における損失の回収に関する修正	
質問5 財政状態計算書における表示	
グループ・レベルではなく、ポートフォリオ・レベルによる保険契約資産および負債の表示	
質問6 リスク軽減オプションの適用可能性	
保有再保険契約に関するリスク軽減オプションの適用可能性	純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融商品に関するリスク軽減オプションの適用可能性

質問7 発効日

IFRS第17号の発効日の延期
IFRS第4号におけるIFRS第9号の一時的免除の延長

質問8 移行における救済措置

IFRS第17号に移行する以前の企業結合において取得した保険契約に関して、保険契約が取得される以前に発生した保険金の支払いに係る負債を、発生保険金に係る負債に分類する取扱いによる救済措置

リスク軽減オプションの移行における救済処置

- 移行日からの適用
- 公正価値アプローチを適用するオプション

リスク軽減オプションの遡及適用の禁止
コメント・レターにおいて示唆された移行における特定のさらなる修正や救済

質問9 軽微な修正

B107項への修正案を含む軽微な修正および編集上の修正に関する特定のフィードバック

公開草案で提案されていないトピック

リスクを保険契約者の世代間で共有する保険契約に関する年次コホート

決済期間に取得した契約の企業結合における分類

期中財務諸表に関連するIFRS第17号B137項における要求事項に関する費用と便益のバランス

PwCは、IFRS第17号「保険契約」に関連する、以下の刊行物もしくは資料を作成しています。

- [In transition INT 2019-08 the latest on IFRS 17 implementation - Nov 2019](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In transition INT 2019-07 the latest on IFRS 17 implementation - Oct 2019](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [In brief INT 2019-09 Proposed amendments to IFRS 17, 'Insurance contracts'](#) (日本語訳は[こちら](#))
- [Illustrative IFRS consolidated financial statements 2019 - Insurance](#) (日本語訳は[こちら](#))

本資料に関して質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。